

5月のIFRIC Update ようこそ

IFRIC Update は、IFRS 解釈指針委員会（委員会）が公開の会議で至った暫定決定の要約である。

IFRIC 解釈指針に関する決定は、委員会が解釈指針に関する正式な投票を行った後に初めて最終的なものとなる。IFRIC 解釈指針は国際会計基準審議会（審議会）による批准を要する。

委員会は、**2017年5月3日**にロンドンで会合し、下記の項目について議論した。

- [委員会の暫定的なアジェンダ決定](#)
- [IFRS 第9号「金融商品」 - 公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適切な金融資産（アジェンダ・ペーパー2）](#)
- [その他の事項](#)
- [委員会の仕掛案件のアップデート（アジェンダ・ペーパー3）](#)

お問い合わせ

IFRS 解釈指針委員会
30 Cannon Street
London EC4M 6XH
United Kingdom

Tel: +44 (0)20 7246 6410
Fax: +44 (0)20 7246 6411
E-mail: ifric@ifrs.org
Website: www.ifrs.org

今後のIFRS 解釈指針委員会 会議

今後の会議の日程は次のとおり：

2017年6月13日及び14日
2017年9月12日及び13日
2017年11月20日及び21日

会議の日程、暫定的なアジェンダ及び今後の会議に関する追加の詳細は、会議前にIFRSの[ウェブサイト](#)に掲載される。IFRS 解釈指針委員会の活動に関する詳細な情報は[こちら](#)。IFRIC 解釈指針の要望書を提出する場合の手順については[こちら](#)。

IFRIC Update のアーカイブ

過去のIFRIC Updateは[こちら](#)

委員会の暫定的なアジェンダ決定

委員会は以下の事項について検討を行い、委員会のアジェンダに追加しないことを暫定的に決定した。その代わりに、暫定的なアジェンダ決定のそれぞれに、可能な範囲でIFRS基準の関連する原則及び要求事項に言及する説明を含めている。これらの暫定決定（委員会のアジェンダに追加しない理由を含む）は、将来の会議で再検討する予定である。暫定決定あるいは記述された理由に同意しないか又はそのような理由では不統一な実務を生じる可能性があると考えられる利害関係者は、2017年7月5日までにコメントを電子メールでifric@ifrs.orgに送信することを推奨する。同様に、暫定決定に同意する利害関係者も、委員会の理由に同意するかどうかを示して、その日までにコメントを送信することができる。受け取るすべての情報のやり取りは、書き手が機密事項としての取扱いを具体的に要求する場合を除き、公開の記録に掲載される。その場合には、十分な理由（例えば、商業上の機密）を根拠とするものでなければならない。

IFRS第9号「金融商品」 — 公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択に適格な金融資産（アジェンダ・ペーパー2）

委員会は、特定の金融商品がIFRS第9号の4.1.4項の表示の選択に適格であるかどうかを明確化することを求める要望を受けた。この選択は、資本性金融商品に対する特定の投資の保有者が公正価値の事後の変動を純損益ではなくその他の包括利益に表示することを認めるものである。要望提出者は、発行者がIFRS第32号「金融商品：表示」の第16A項から第16D項を適用して金融商品を資本に分類する場合に、当該金融商品がそうした表示に適格なのかどうかを質問した。

委員会は、IFRS第9号の4.1.4項の表示の選択が、資本性金融商品に対する特定の投資に言及していることに着目した。「資本性金融商品」は定義された用語であり、IFRS第9号の付録Aは、それがIAS第32号の第11項で定義されていると明記している。IAS第32号は資本性金融商品を「企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約」と定義している。したがって、金融負債の定義を満たす金融商品は、資本性金融商品の定義を満たすことはできない。

委員会は、IAS第32号の第11項が、例外として、金融負債の定義を満たす金融商品がIAS第32号の第16A項及び第16B項又は第16C項及び第16D項のすべての特徴を有し、かつ、それらの条件を満たす場合には、当該金融商品は資本性金融商品に分類されると定めていることにも着目した。

したがって、委員会は、IAS第32号の第16A項及び第16B項又は第16C項及び第16D項のすべての特徴を有し、かつ、それらの条件を満たす金融商品は、IFRS第9号の4.1.4項の表示の選択に適格ではないと結論を下した。これは、そのような金融商品はIAS第32号における資本性金融商品の定義を満たさないからである。この結論は、IFRS第9号のBC5.21項におけるこの点に関しての審議会の説明で裏付けられている。

委員会は、IFRS第9号の要求事項が、要望書に記述された特定の金融商品の保有者がそうした金融商品を分類するための適切な基礎を提供しているという結論を下した。IFRS基準の既存の要求事項に照らして、委員会は、IFRIC解釈指針も基準の修正も必要ないと[判断した]。したがって、委員会はこの事項を基準設定アジェンダに追加しないことを[決定した]。

その他の事項

委員会の仕掛案件のアップデート（アジェンダ・ペーパー3）

委員会は、今後の会議での検討のための5つの新たな要望に関する報告書を受け取った。取引価格の配分（IFRS第3号）、デュアル・カレンシー債券（IFRS第9号）、関連会社と共通支配（IAS第28号）、不利な契約コスト（IAS第37号）、販売促進用商品（IAS第38号）である。

Disclaimer: The content of this *Update* does not represent the views of the International Accounting Standards Board or the IFRS® Foundation and is not an official endorsement of any of the information provided. The information published in this *Update* originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge.

免責事項：本アップデートの内容は、IASB及びIFRS財団の見解を表わすものではなく、提供されるいかなる情報も公式に承認されたものではない。本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。

Copyright © IFRIC *Update* is published after every IFRS Interpretations Committee meeting by the IFRS Foundation.

コピーライト © IFRIC *Update* は各IFRS解釈指針委員会会議の後にIFRS財団により公表されるものである。

ISSN 1477-206X